

審査事務規程の一部改正について（第 4 次改正）

1. 改正概要

（１）自動車の検査等関係

今回は該当なし

（２）自動車の型式の指定等関係

先般の一連の自動車の型式指定審査における燃費試験の不正行為を踏まえ、国土交通省が設置した「自動車の型式指定審査におけるメーカーの不正行為を防止するためのタスクフォース」において、メーカーの不正行為を抑止・防止するために必要な措置をまとめた「最終とりまとめ」が 9 月 16 日に策定されたところです。

当該とりまとめにおいては、メーカーの不正行為又はその疑義が発覚した場合、当機構において、不正行為又はその疑義が発覚したデータ等の技術的検証を実施するとともに、その技術的検証の間は、当該審査に加え、当該メーカーの審査のうち、疑義に関係する他車種の審査を一時的に停止する措置が定められているところであり、これらに対応するための改正を行います。（2-4、2-6、2-8）

2. 関係する省令等

今回は該当なし

3. 施行日

平成 28 年 10 月 24 日

新	旧
独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程 目次（略） 第 1 章（略） 第 2 章 自動車の型式の指定等に係る審査の実施方法 2-1～2-3（略） 2-4 試験結果の活用 別途定めるところにより、次に掲げる試験の結果を活用して審査を実施することができる。 (1) ～ (2)（略） <u>(3) 既に型式を取得した自動車等に係る別添 1「試験規程」に基づき実施した試験項目の試験であって、その結果を、申請に係る自動車等の当該試験項目の試験結果として活用できるもの</u> <u>(4)</u>（略） 2-5（略） 2-6 審査を停止する場合 <u>(1) 自動車製作者等による型式指定申請に係る不正行為又はその疑義が発覚した場合、その旨を国土交通省自動車局審査・リコール課へ連絡し、同課からの指示により、審査を停止し、不正の有無やその内容について技術的検証を実施するものとする。</u> <u>(2) (1) により審査を停止し、技術的な検証を完了した場合にあっては、その旨を国土交通省自動車局審査・リコール課へ連絡し、同課からの指示により、審査を再開するものとする。</u> 2-7（略） 2-8 審査の処理期間 (1)（略） (2) 審査の終了が (1) に定める期間より遅延した場合には、その理由とともに、国土交通省自動車局審査・リコール課へ連絡するものとする。 <u>ただし、2-6 (1) により審査を停止し技術的な検証を実施したことにより、当該期間内に審査を終了できない場合は、この限りでない。</u> 2-9（略） 第 3 章～第 11 章（略） 別表 1～別表 9（略） 様式 1～様式 13（略） 別添 1～別添 16（略）	独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程 目次（略） 第 1 章（略） 第 2 章 自動車の型式の指定等に係る審査の実施方法 2-1～2-3（略） 2-4 試験結果の活用 別途定めるところにより、次に掲げる試験の結果を活用して審査を実施することができる。 (1) ～ (2)（略） <u>(新設)</u> <u>(3)</u>（略） 2-5（略） <u>(新設)</u> 2-6（略） 2-7 審査の処理期間 (1)（略） (2) 審査の終了が (1) に定める期間より遅延した場合には、その理由とともに、国土交通省自動車局審査・リコール課へ連絡するものとする。 2-8（略） 第 3 章～第 11 章（略） 別表 1～別表 9（略） 様式 1～様式 13（略） 別添 1～別添 16（略）

附則（平成 28 年 10 月 21 日規程第 67 号）
この規程は、平成 28 年 10 月 24 日から施行する。